

地域公共交通確保維持改善事業実施要領の一部改正について

地域公共交通確保維持改善事業実施要領の一部を次のように加える。

| 改正案 | 現 行 | 備考 |
|--|------|----|
| <p>附 則（令和５年８月１日 国総地第５８号、国自旅第９８号）</p> <p>１．施行期日</p> <p>この要領の改正は、令和４年度第二次補正予算から施行する。</p> | (新設) | |
| <p>２．危険なバス停対策事業</p> <p>（１）交付決定の変更の軽微な変更</p> <p>交付要綱附則（令和５年８月１日）第８条に定める軽微な変更は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象設備、補助対象経費及び補助金額の変更が生じない場合であって、交付決定通知書別紙に記載された「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合 ・補助対象事業の内容に変更が生じない場合であって、事業実施のための安全対策費用に要する経費の各費目・経費内における流用をしようとするとき。 | (新設) | |
| <p>３．タクシーの利便性向上事業</p> <p>（１）交付決定の変更の軽微な変更</p> <p>交付要綱附則（令和５年８月１日）第２３条により準用することとされた附則第８条に定める軽微な変更は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象設備、補助対象経費及び補助金額の変更が生じない場合であって、交付決定通知書別紙に記載された「補助対象事業の着 | (新設) | |

| 改正案 | 現 行 | 備考 |
|--|------|----|
| <p>手及び完了予定日」に変更を生ずる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象事業の内容に変更が生じない場合であって、事業実施のための基礎データ収集・分析協議会開催に要する経費、タクシーの利便性向上にあたり必要となるシステム構築による経費、実証運行に要する経費の各費目・経費内における流用をしようとするとき。 | | |
| <p>4. 鉄道からバスへの転換事業</p> <p>(1) 交付決定の変更の軽微な変更</p> <p>交付要綱附則(令和5年8月1日)第28条により準用することとされた附則第8条に定める軽微な変更は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象設備、補助対象経費及び補助金額の変更が生じない場合であって、交付決定通知書別紙に記載された「補助対象事業の着手及び完了予定日」に変更を生ずる場合 ・補助対象事業の内容に変更が生じない場合であって、鉄道事業から乗合バス事業への転換時に必要となる建物および停留所の導入に係る経費の各費目・経費内における流用をしようとするとき。 | (新設) | |